

各薬局開設者 様

香川県健康福祉部薬務課長

薬局機能情報提供制度に係る定期報告について

本県では、薬局機能に関する情報を、住民・患者に対して分かりやすい形で提供するため、広域災害・救急・周産期医療情報システム「医療Netさぬき」のホームページで公開していますが、令和6年4月から厚生労働省が所管する全国統一的なシステムに移行し、本システムのウェブサイト「医療情報ネット」で公開する予定です。

システムの移行に伴い、令和6年1月以降の薬局機能情報の報告については、原則、「医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）からオンラインで報告していただくようになります。（オンラインでの報告が困難な場合は、従来どおり書面で提出してください。）

つきましては、下記の要領により**令和5年12月31日時点**の定期報告をお願いします。

今回、報告いただいた情報は、令和6年4月を目途にウェブサイト「医療情報ネット」にて、公開します。

なお、システム移行の関係で令和6年1月以降、「医療Netさぬき」で公開されている薬局機能情報は、更新されませんので御留意ください。また、令和6年3月末で「医療Netさぬき」での薬局機能情報の公開は終了する予定です。

記

1 報告期限

令和6年1月31日（水）

※「G-MIS」の機能情報報告機能は、**令和6年1月5日午前9時以降**に使用可能になります。

2 作成基準日

令和5年12月31日時点における薬局機能情報

3 報告方法

(1) 「G-MIS」からオンラインで報告する場合

別添2「G-MIS操作方法」を参考に「G-MIS」にログインし、必要事項を直接、入力のうえ、報告してください。

(2) オンラインでの報告ができない場合（G-MISアカウントを持っていない場合）

以下の提出書類に必要事項を記入のうえ、管轄の保健所に提出してください。

① 提出書類（様式は、香川県ホームページからダウンロードできます。）

- ・報告書様式1
- ・調査票1

② 提出先

保 健 所	管 轄 地 域
■小豆保健所衛生課 （小豆総合事務所内） 〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲2079-5 TEL 0879-62-1374 (直通)	小豆郡（小豆島町、土庄町）
■東讃保健所衛生課 （大川合同庁舎内） 〒769-2401 さぬき市津田町津田930番地2 TEL 0879-29-8270 (直通)	さぬき市、東かがわ市、木田郡（三木町）、香川郡（直島町）
■中讃保健所衛生課 （中讃保健福祉事務所内） 〒763-0082 丸亀市土器町東8-526 TEL 0877-24-9964 (直通)	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡（綾川町、宇多津町）、仲多度郡（まんのう町、琴平町、多度津町）
■西讃保健所衛生課 （西讃保健福祉事務所内） 〒768-0067 観音寺市坂本町7-3-18 TEL 0875-25-4383 (直通)	観音寺市、三豊市
■高松市保健所生活衛生課 〒760-0074 高松市桜町1-10-27 TEL 087-839-2865 (直通)	高松市 （注）高松市内の薬局は、高松市保健所を經由して県に報告書を提出していただくことになります。

ご質問等がありましたら、上記管轄保健所又は当課までご連絡ください。

※注意事項

本報告は、医薬品医療機器等法第8条の2で定められた薬局の義務となっていますので、必ず、報告をお願いします。

報告していただいた情報については、住民・患者が薬局を適切に選択できるよう、薬局において、閲覧できるようにしておくとともに、薬局機能情報に関する相談・照会等があった場合は、適切に対応をしていただくようお願いします。

同封している文書一覧	
○本通知文書（別添1から3をまとめて綴じています）	
<ul style="list-style-type: none"> ・別添1 薬局機能情報定期報告の方法とお知らせ ・別添2 G-MIS操作方法 ・別添3 記載要領 	
○報告書様式1	} G-MISアカウントを持っていない薬局にのみ同封しています。
○調査票1	

薬局機能情報定期報告の方法とお知らせ

薬局機能情報提供制度は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、医薬品医療機器等法）第8条の2に基づき、薬局開設者の皆さんから報告いただいた薬局機能情報をインターネット上で公表するとともに、各薬局においても閲覧できるようにしていただく制度です。

令和5年度の定期報告をお願いします。

報告基準日・報告期限

令和5年12月31日における情報を令和6年1月31日（水）までに報告してください。

※医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）は令和6年1月5日午前9時以降に使用可能になります。

今回お送りするもの

- ①通知文書
- ②薬局機能情報定期報告の方法とお知らせ（本紙（別添1））
- ③G-MIS操作方法（別添2）
- ④記載要領（別添3）

①～④は、まとめて綴じています。

- ⑤報告書様式1
- ⑥調査票1

※⑤⑥は、G-MISアカウントを持っていない薬局にのみ同封しています。

定期報告の方法

(1) 「G-MIS」からオンラインで報告する場合

- ・別添2「G-MIS操作方法」に沿って、「G-MIS」にログインし、必要事項を入力してください。
- ・ログインに必要なユーザー名及びパスワードは、令和5年11月～12月頃に厚生労働省G-MIS事務局からメールで各薬局に通知しています。ログインできない場合は、香川県薬務課にお問い合わせください。
- ・令和5年5月末時点で「医療Netさぬき」に登録されていた薬局については、システム入力画面に「医療Netさぬき」から移行した貴薬局の機能情報のデータがあらかじめ入力されていますが、システム移行の関係で、令和5年5月末時点のデータとなっています。
また、薬局機能情報の報告項目が大幅に改正され、新規項目が多く追加されていますので、全ての項目を確認のうえ、必要事項を入力、修正してください。項目については、別添3の記載要領を御確認ください。

(2) オンラインでの報告ができない場合

以下の提出書類に必要事項を記入のうえ、管轄の保健所に提出してください。

① 提出書類（様式は、香川県ホームページからダウンロードできます。）

ア 報告書様式 1

イ 調査票 1

「G-MIS」のアカウントを保有していない薬局については、調査票様式を同封していません。薬局機能情報の報告項目が大幅に改正され、新規項目が追加されていますので、全ての項目について、確認し、記入してください。項目については、別添3の記載要領を御確認ください。

② 提出先

書面で報告する場合は、各薬局を管轄する保健所へ提出をお願いします。（通知文書に記載）

注意事項

- 1 虚偽の報告を行ったと認められる場合には、是正を求めます。
- 2 地域連携薬局等に関する事項の報告期日が変わりました。他の項目と同様に、本定期報告で、12月31日時点の情報（過去1年間の実績については、1月1日から12月31日までの1年間）を報告してください。

各薬局においても、住民・患者さんが閲覧できるようにしてください。

○医薬品医療機器等法第8条の2第1項により、自薬局の薬局機能情報を閲覧できるようにすることが義務付けられています。

○書面で閲覧できるようにする場合は、県へ報告した医療機能報告内容確認（薬局）のコピーを、薬局窓口に設置するなどしてください。

○書面以外に、下記のような電磁的方法により情報提供することもできます。ただし、この場合は、予めその方法や内容（ファイル形式など）を住民・患者さんに示しておく必要があります。

- ・電子メールによる提供（例：希望者のメールアドレス宛に情報を送付）
- ・インターネットによる提供（例：その薬局のホームページ上で公表）
- ・PC等のモニター画面での表示による提供（例：窓口のパソコンで入力済みの調査票画面を表示）
- ・電子媒体の交付による提供（例：CD-ROMに入力済みの調査票をコピーし配布）

○なお、住民・患者さんから薬局機能情報についての相談や問合せがあった際には、適切な対応をお願いします。

基本情報等に変更があれば、速やかに報告してください。

○医薬品医療機器等法第8条の2第2項により、変更の報告が義務付けられています（医薬品医療機器等法第10条による変更届とは別に報告が必要です）。

○変更の報告が必要な項目は、右表の13項目です。
（④⑤⑦が新たに追加されました。）

○変更の報告が必要な項目以外については、その都度の報告までは不要ですが、希望する場合は、随時報告を受け付けています。

○変更の報告についても令和6年1月以降は、原則、G-MISからオンラインで報告するようお願いいたします。その場合、システムの報告種別選択画面で、「随時報告」をクリックして、入力画面に進んでください。

○オンラインで報告ができない場合は、香川県ホームページから報告書様式及び調査票をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、管轄の保健所に提出してください。

＜変更の報告が必要な項目＞

- ①薬局の名称
- ②薬局開設者（法人の場合は法人の名称及び代表者）
- ③薬局の管理者
- ④薬局の面積
- ⑤店舗販売業の併設の有無
- ⑥電話番号・ファクシミリ番号
- ⑦電子メールアドレス
- ⑧営業日・開店時間
- ⑨開店時間外で相談できる時間
- ⑩地域連携薬局の認定の有無
- ⑪専門医療機関連携薬局の認定の有無
- ⑫健康サポート薬局である旨の表示の有無
- ⑬薬剤師不在時間の有無

＜報告書様式及び調査票のダウンロード＞

香川県ホームページ（薬局機能情報のページ（ページID：7290））

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/yakumu/hanbai/kinoujouhou.shtml>

＜薬局機能情報の公表＞

薬局機能情報については、現在、広域災害・救急・周産期医療情報システム「医療Netさぬき」によりインターネット公開していますが、令和6年4月以降は、全国の医療機関を検索・閲覧できるウェブサイト「医療情報ネット」で公開する予定です。

「医療情報ネット」のURLについては、公開され次第、香川県ホームページ（薬局機能情報のページ）にリンクを掲載しますので、そちらを御確認ください。